## 別表第1 (補助対象経費)

次の費用を対象経費とする。<u>人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料は対象外経費とする。</u>

補助対象経費	
原材料費	原材料を購入する経費、直接使用する主要原料、主要材料、副資材(製品の生産 工程で使用するもの)、包装資材の購入に要する経費
機器購入費	製造機械等の購入費用に要する経費。但し、汎用性が高いと判断される機械等については、対象外とする。 また、機器購入費により入手した機器を使用して、この機器を他者へ賃貸することにより収益を得ようとする場合は対象外とする。
施設改修費	工場・店舗等施設の改修費に要する経費。 また、施設改修費により改修した施設を使用して、この施設を他へ賃貸することにより収益を得ようとする場合は対象外とする。
外注加工費	試作品の開発、製造、加工を外注した際に支払われる経費
委託費	各種調査及び専門知識・技術を必要とする部分について、第三者に委託する際 に支払われる経費、マーケティング調査・研究開発費等の経費
専門家謝金	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の専門 家への謝礼に要する経費
専門家旅費	専門知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合の専門 家の旅費に要する経費
調査研究費	<ul><li>※対象事業への使途が特定できるものに限る。</li><li>調査研究を行うための経費、データ等を購入する費用として支払われる経費</li><li>※対象経費例</li><li>図書・参考文献・資料・データ等購入費、研修・講習会費、交通費(公共交通機関利用に限る)、宿泊料、調査会場入場費 ETC使用料等</li></ul>
会場借料	マーケティング調査・展示会出展等の経費
会場整備費	展示会場等へ出展する際に装飾等会場整備に支払われる経費
広告宣伝費	広報活動費 (HP作成費等)
その他	※対象事業への使途が特定できるものに限る。 印刷製本費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、検査器具購入費等